

## 平成 22 年度「九州大学大学院人文科学府における 学会発表支援事業に係る奨学金」募集要項

平成 22 年 6 月 11 日

人文科学府では、今年度より標記奨学金の受給者を募集することになりました。

この奨学金は、大学院生の学会発表に要する費用の全部または一部を経済的に支援することにより、学生の研究活動の活性化に役立てることを目的として給付されます。下記の要領に従って申請してください。

### 記

#### 1. 資格要件

奨学金の給付を受けることができる学生は、人文科学府修士課程及び博士後期課程に在籍する正課生で、経済的援助を必要とする者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格がない。

- (1) 申請時に休学中または留学中の者
- (2) 申請時に日本学術振興会特別研究員である者

#### 2. 奨学金の給付額

奨学金の給付額は、次の各号に掲げる限度額の範囲において、交通費及び宿泊料（注1）の合計額（提出された書類に基づき、経済的かつ合理的な方法で算定された額）とする。

- (1) 国内で開催される学会の場合、1名につき5万円
- (2) 国外で開催される学会の場合、1名につき7万円

（注1）交通費の計算の起点及び終点は、原則としてJR箱崎駅又は地下鉄箱崎九大前駅とするが、発着地点が当該起点及び終点と異なる場合においてこれにより経費節減がはかれるときは事前に申告すること。

宿泊料については、学会または懇親会終了後、日帰りができる場合、計上できない。

#### 3. 申請手続

奨学金の給付を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、次の各号に掲げる書類を所定の期日まで（注2）に学生第一係に提出しなければならない。

- (1) 学会発表支援事業に係る奨学金給付申請書（様式1）
- (2) 相手先登録依頼書（個人用；学生第一係備え付け）
- (3) 参加学会名（注3）、開催地、発表日時、発表題目がわかる資料

（注2）「所定の期日まで」の提出とは、学会発表に先だって随時、提出するものとする（事後申請は認められない）。

ただし、平成 22 年 4 月 1 日（当日以降「出発」に限る）から 6 月までに既に学会発表を済ませ

た学生については、初回の締切日（6月30日）に限って申請を受け付ける。その場合、下記4. に掲げる書類も一緒に提出する。また、同4. に掲げる第(2)または(3)号を紛失した学生に対しては、① 航空機搭乗券の半券を紛失した場合、航空会社に「搭乗証明書」を発行してもらう；② 領収書を紛失した場合、領収書の再発行を発行元に依頼する。なお不明な点があれば、学生第一係に相談すること。

（注3）「学会」とは、会則に則った学会組織をもち、定期的に大会を開催しているものとする。

#### 4. 受領手続

奨学金の給付者は、学会終了後速やかに次の各号に掲げる書類を学生第一係に提出しなければならない（証拠書類の紛失等により実費額が確認できない場合、給付できない場合がある）。

- (1) 学会発表報告書（様式2）
- (2) 航空機搭乗券の半券、領収書（航空機利用の場合）
- (3) 税金等の内訳明細のある旅行見積書等の書類（国外で開催される学会への参加の場合）

#### 5. その他

奨学金に相当する支援を他から受けられる場合、他からの支援を優先して求めてもらうこととし、また、他の助成金等との重複申請は認められない。